

## 稲城市総合評価落札方式試行要綱

平成22年 2月22日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲城市（以下「市」という。）が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式を試行する工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が5千万円以上であって、入札参加者の施工計画、企業の施工実績、配置予定者技術者の能力、地理的条件等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められるものの中から選定するものとする。

2 対象工事の選定は、市長が行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、対象工事の選定に関して2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第3条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により、総合評価落札方式の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

3 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価落札方式における入札の公告等)

第4条 総合評価落札方式における入札の公告は、稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号）第9条に規定する事項に、次の事項を加えるものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用建設工事名
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 企業の施工能力等を審査するために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）の内容及び提出期限
- (4) その他必要と認める事項  
（評価項目算定資料の提出）

第5条 入札に参加する者は、総合評価落札方式に参加を行う際に、評価項目算定資料を参加資格申請書とあわせて、提出期限までに提出するものとする。

（競争参加資格の確認並びに評価項目算定資料の審査及び評価）

第6条 市長は、入札参加申込者から参加資格申請書及び評価項目算定資料の提出がなされた後、入札参加資格の審査を行うとともに、入札参加資格が確認された入札参加者の企業の施工能力等に係る評価項目に対する審査及び評価を行うものとする。

（落札者の決定）

第7条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、総合評価点が最も高い者を落札者として決定するものとする。

2 前項の規定において、総合評価点の最も高い者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

3 第3条第3項の規定による意見の聴取において、学識経験者から落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合、市長はあらかじめ学識経験者から意見を聴取したうえで、落札者を決定しなければならない。

（評価結果の公表）

第8条 市長は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評定結果について公表しなければならない。

2 前項の公表は、プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準（平成21年9月9日市長決裁）に沿い、行うものとする。

（落札者となれなかった者に対する理由の説明）

第9条 落札者となれなかった者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合には、書面により回答を行う

ものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。